



# 芦屋町単独での まちづくりに向けて



第1章 芦屋町の現状について～厳しい台所事情～	・・・ P 3～4
第2章 芦屋町の将来について～各種施策の見直し～	・・・ P 5～10
第3章 芦屋町のまちづくりについて～協働のまちづくりの推進～	・・・ P 11
住民説明会について	・・・ P 12

## はじめに

遠賀郡4町合併については、平成12年に任意合併協議会が解散し、14年9月に、芦屋町民の住民発議による遠賀郡4町の合併協議会設置請求が行われました。

他の3町が法定協議会の設置議案を可決する中、芦屋町議会が否決という結果になりましたが、住民のみなさまの意見を聴くために、住民投票を行いました。その結果、賛成が反対を上回ったことを受けて、15年7月に芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会が設置され、約1年をかけて全49の協定項目について、熱心な議論を重ねてきました。

しかし、16年9月に岡垣町が他町に先駆けて行った住民投票の結果、合併協議会は解散しました。そのため、遠賀郡4町合併は白紙になり、今後も芦屋町単独でのまちづくりを進めていくことになりました。

芦屋町の財政状況は、競艇収益金の減少、さらには三位一体改革に伴い地方交付税が削減されるなど一層厳しくなっています。そのような中、単独でのまちづくりを可能とし、健全で効率的な行財政運営を確立するため、各種施策の見直しを行いました。今回の見直しにあたっては、合併協議会での調整内容に準じるとともに、他町と比較して突出している施策についても見直しを行う一方、町の将来のために生活交通の確保・教育の充実・協働のまちづくりを推進していきます。

この広報紙は、芦屋町の現状、そして、単独でのまちづくりを進めるための各種施策の見直し内容について、町民のみなさまにご理解とご協力をいただくために配布しています。今後行われる住民説明会にも、ぜひご参加ください。

平成17年2月15日

芦屋町長 鈴木清吾



# 第1章 芦屋町の現状について

## ～厳しい台所事情～

平成15年度決算や、競艇収益金・基金（貯金）の推移を中心に、町の財政状況を説明します。

### 収入

15年度の一般会計の歳入額は約66億円で、主なものは、町税、国県支出金、地方交付税、繰入金（貯金の取り崩しなど）、競艇収益金などです。（グラフ1参照）

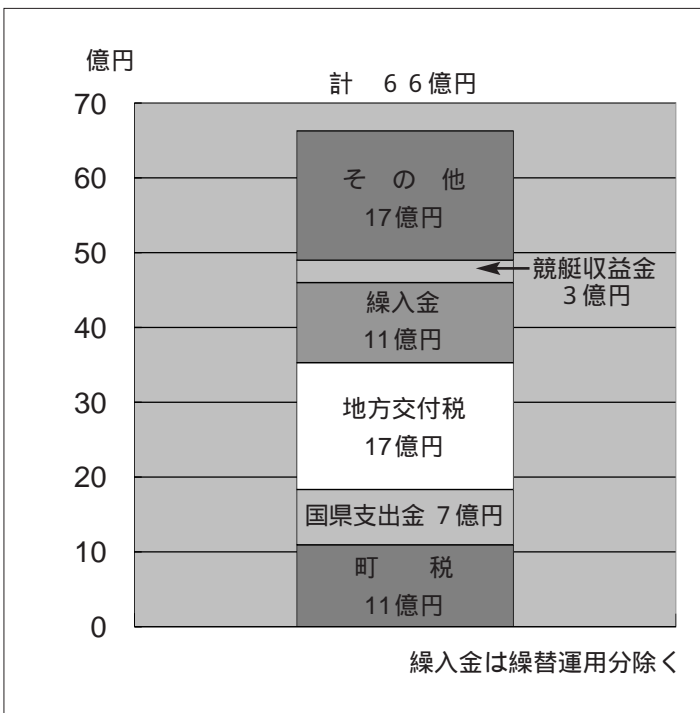
競艇収益金は競艇事業の不振により減少し、地方交付税も国の三位一体改革に伴い減少しています。このような不足した財源を補うため、約8億円もの基金（貯金）を取り崩して財政運営を行っています。

競艇収益金は、芦屋町外二カ町競艇施行組合（芦屋町・岡垣町・遠賀町）という運営組織からの配分金と、施設所有者（芦屋町）としての競艇施設特別会計から一般会計への繰入金の、2種類に分かれています。この競艇収益金（グラフ2参照）は、昭和54年度には39億円あり、下水道の整備などまちづくりの財源として活用されてきました。

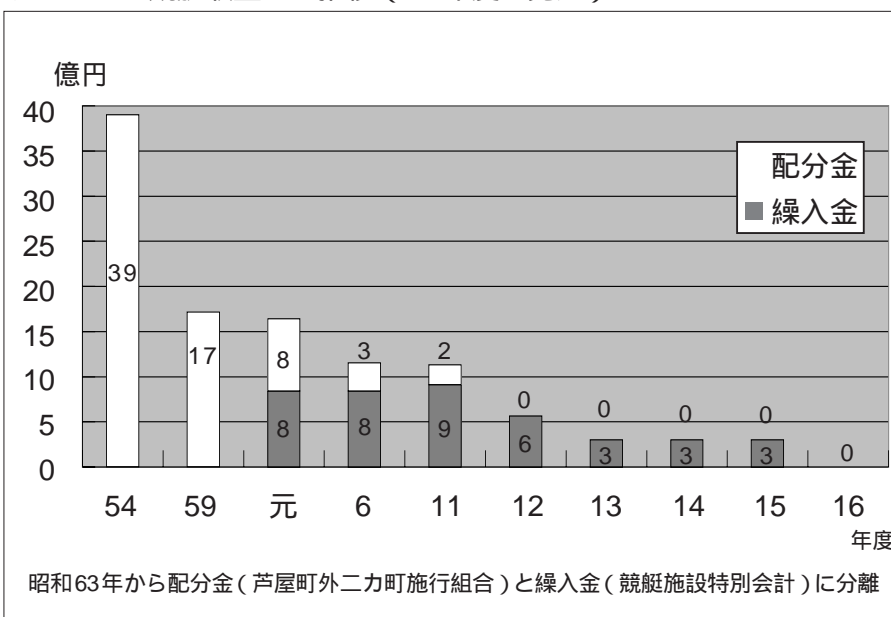
しかし、売上げの減少や、11年度から老朽化した施設の改善工事を行っていることもあり、繰入金は年々減り続け、16年度には初の0円となる見込み

です。また、運営組織である競艇施行組合からの配分金は、12年度から0円になり、開設50年目にあたる13年度には初の赤字に転落し、15年度末で約10億円もの累積赤字を抱えていて、さらに増える見込みです。

グラフ1：15年度一般会計歳入決算



グラフ2：競艇収益金の推移（16年度は見込）



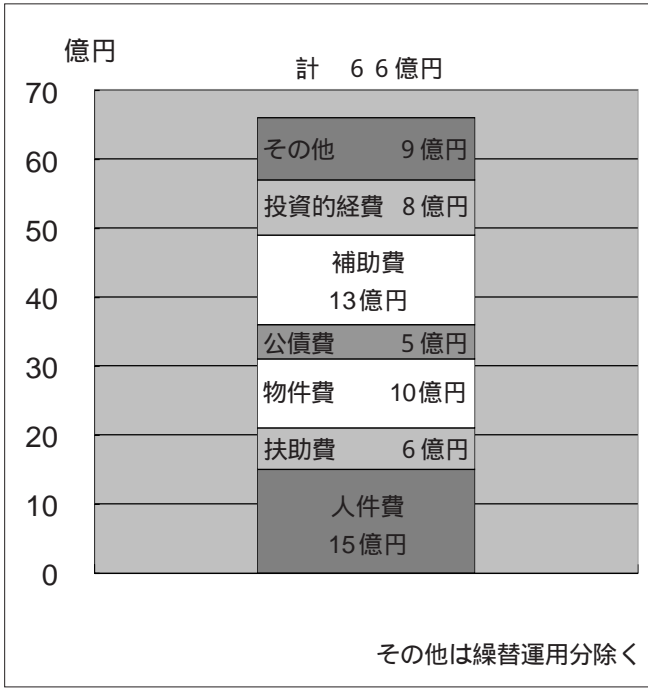
# 支出

15年度の一般会計の歳出額は約66億円で、主なものは人件費、扶助費、物件費、公債費、補助費、投資的経費などです。(グラフ3参照)

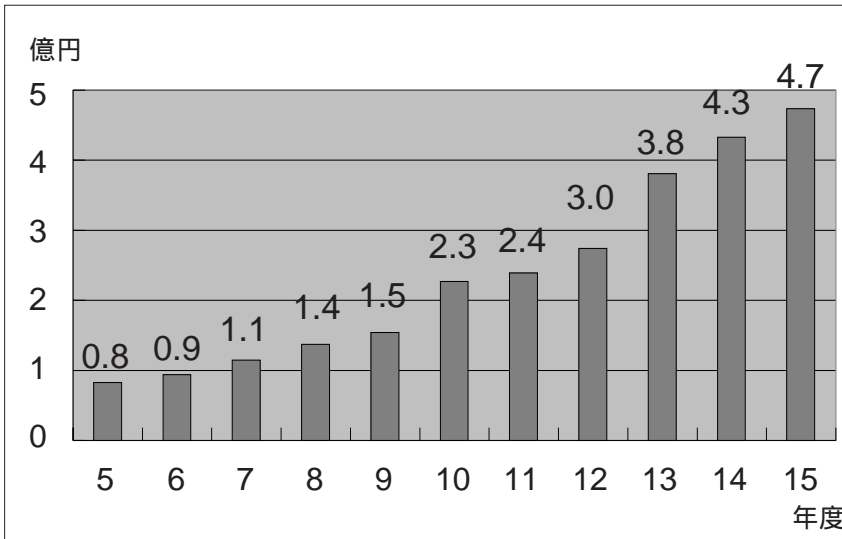
人件費は職員の削減(表1参照)などにより減少傾向にあります。しかし高齢者などの増加による扶助費・補助費の増加、事業に充てる財源を借金に頼ったため公債費(借金の返済金)(グラフ4参照)は増加しています。

基金の保有額(グラフ5参照)は、16年度末で総額約96億円の見込みですが、年々減少している状況です。仮に何も改善せずに、現在の行政運営のま

グラフ3：15年度一般会計歳出決算



グラフ4：公債費(借金の返済金)の推移



まで、投資的経費(道路の新設改良や施設建設などの費用)に充てる一般財源を年間1億円と仮定すると、今後10年間で基金の取り崩し額は91億円程度と予測され、近い将来、町財政は破綻する可能性が高いといえます。

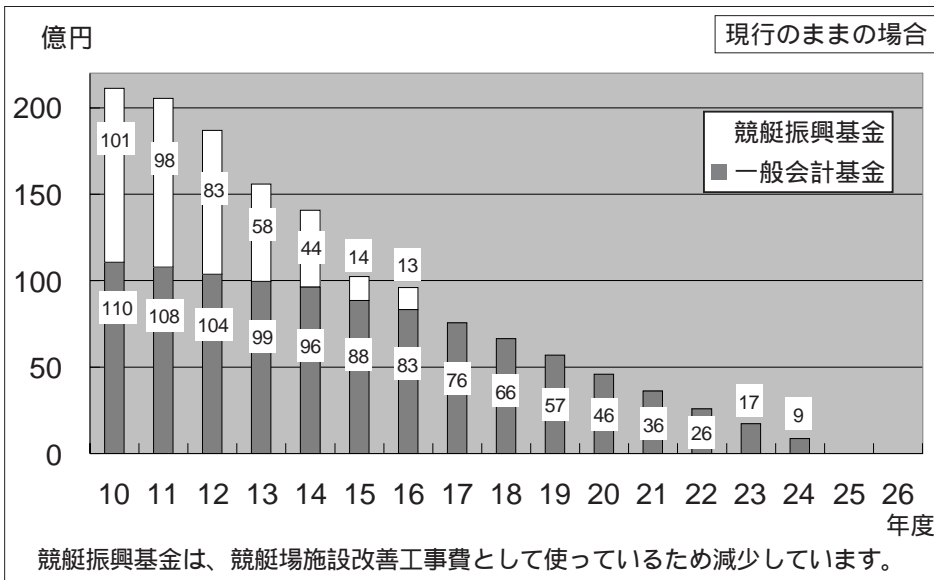
したがって、芦屋町単独でのまぢづくりを続けていくためには行政運営の見直しを行う必要があります。

表1：職員数の推移

	職員数	減数
9年度	249	12
10年度	242	7
11年度	234	8
12年度	226	8
13年度	220	6
14年度	214	6
15年度	211	3
16年度	203	8
計		58

※病院職員除く

グラフ5：基金(貯金)の推移(16年度からは見込)



## 第2章 芦屋町の将来について

### ～各種施策の見直し～

各種施策の見直しの考え方は、原則として合併協議会での調整内容に準じています。また、町独自の施策や他町と比較して突出している施策についても見直しを行っています。

この見直しは、今年の4月から実施するものと、18年度から実施するものがあります。

見直しの結果、26年度の歳出額は約44億円（グラフ6参照）まで縮小し、貯金の取り崩しは24年度に解消され（グラフ7参照）それまでの取り崩し額も33億円程度で済むと予測されます。

#### 内部経費の見直し

##### 人件費の見直し

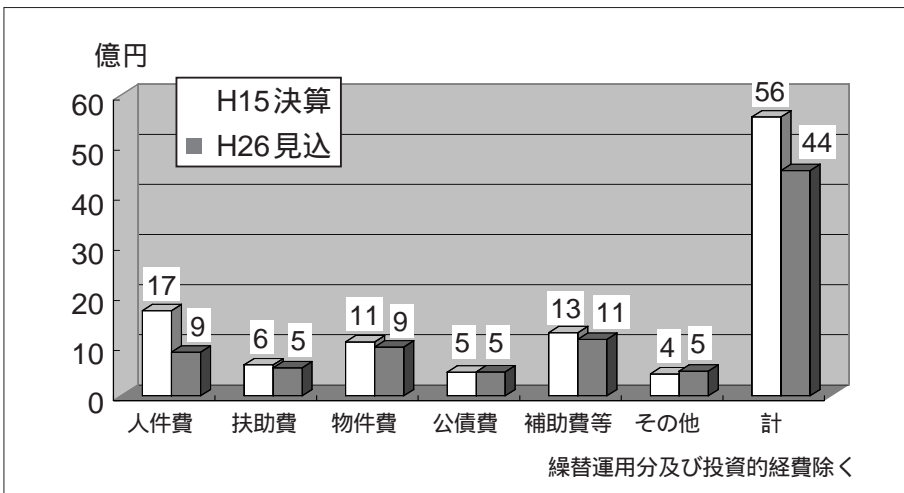
- ・新規採用職員数を退職見込者の2分の1とする。10年間で40人程度削減
- ・（10年後で約8億円の効果見込み）
- ・特別職（町長など）の報酬削減
- ・職員の調整手当を削減
- ・物件費の見直し
- ・委託料の見直しなどにより15%削減

##### 競艇運営の見直し

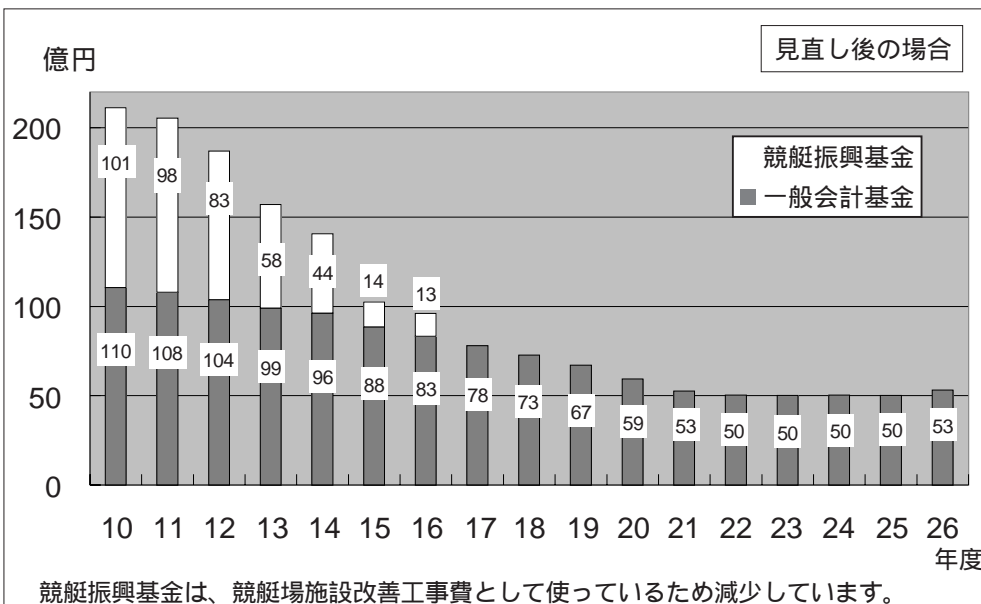
- ・競艇施行組合では経費の見直しなど経営改善に取り組み、少ない売上げでも収益が出るような体制づくりを目指します。また、昨年12月のポ-

トピア金峰（鹿児島県金峰町の場外舟券売場）の開設、本年6月の新スタンドの完成、SGレースの誘致などにより、売上げの増加に努めます。

グラフ6：普通会計歳出比較



グラフ7：基金（貯金）の推移（16年度からは見込）



見直し後



住民生活に影響を与える見直し  
窓口業務手数料の見直し  
17年度から実施



芦屋町役場庁舎

表2：主な窓口業務手数料の見直し内容

項目	新（見直し後）	旧（現在）	
戸籍謄・抄本	450円	450円	
住民票	300円	200円	
印鑑証明	300円	200円	
税証明	資産・課税	300円	300円
	所得・納税	300円	200円

表3：総合検診自己負担金の見直し内容

項目	新（見直し後）	旧（現在）
基本診査（注1） （基本・胃・肺・大腸がん）	1,300円	900円
C型肝炎	700円	500円
骨密度	700円	500円
乳がん視触診 + マンモグラフィ	700円	500円
乳がん視触診のみ	500円	500円
子宮がん	700円	500円
前立腺がん	700円	500円
歯科	700円	500円

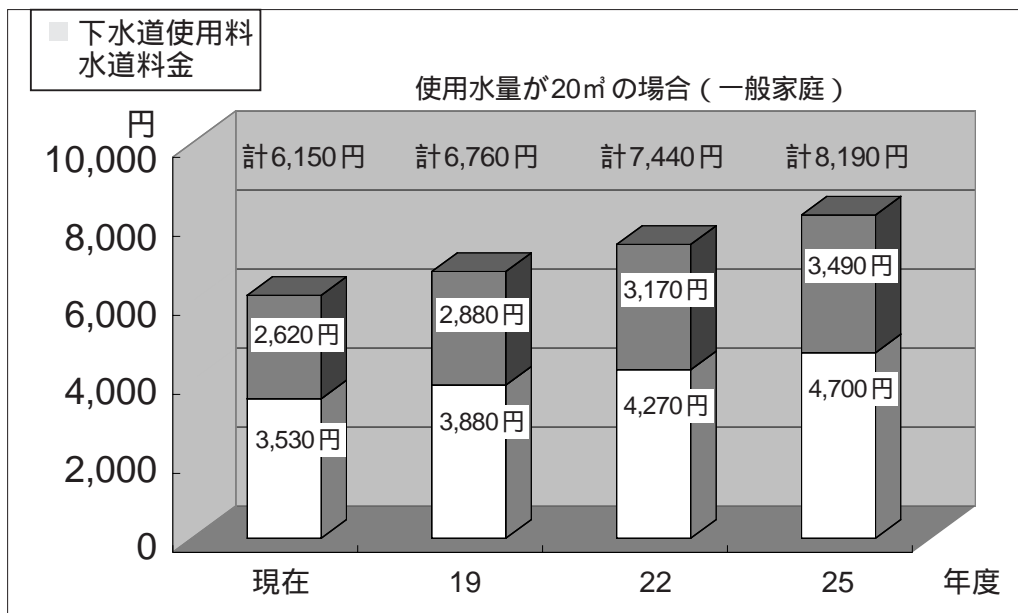
総合検診自己負担金の見直し  
17年度から実施



ほほえみほーる

注1：基本検診に含まれる胃・肺・大腸がんを  
単独で受ける場合は700円

グラフ8：上下水道料金の見直し内容



上下水道料金の見直し  
19年度から3年ごとに10%ずつ料金改定

高齢者福祉に関する事項

- 17年度から実施
- 老人クラブ育成補助金の見直し⇐町上乗せ分（国や県の制度に町が独自に加算して支給している分）の見直し
- 老人に対する交通公共補助金の見直し
- 18年度から実施
- 敬老祝金の見直し（表4）
- 高齢者等住宅改造助成の見直し⇐町上乗せ分を廃止

表4：敬老祝金の見直し内容

新（見直し後）		旧（現在）	
（節目支給）			
70歳	10,000 円	70歳以上	20,000 円
77歳	20,000 円		
88歳	30,000 円		
100歳	100,000 円	100歳	100,000 円

障害者福祉に関する事項

- 17年度から実施
- 心身障害児就学援助の見直し
- 18年度から実施
- 心身障害者施設入所費補助金の廃止
- 心身障害者扶養共済制度掛金補助金の見直し⇐町上乗せ分を廃止
- 障害福祉手当の見直し（表5）

表5：障害福祉手当・介護手当の見直し内容

新（見直し後）		旧（現在）	
福祉タクシー料金補助	対象者 在宅の身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級・2級、特定疾患医療受給者証の所持者で、対象者（対象者が未成年の場合は扶養義務者）が町民税非課税の人。 ただし、施設に入所及び病院等に入院したときは対象者から除く。	障害福祉手当	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の人は月額5,000円。
	給付内容 芦屋町福祉タクシー利用券を交付する。 利用券の給付は年間に基本料金24回分とする。ただし、じん臓機能障害者については、年間に基本料金72回分とする。		身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神保健福祉手帳2級の人は月額2,500円。

新（見直し後）		旧（現在）	
介護用品給付サービス事業	対象者 在宅の身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aの所持者で、紙おむつを必要とする人。 ただし、次に該当する場合は、対象者から除く。 ・高齢者等の介護用品給付サービスの受給者 ・生活保護による同様のサービス受給者 ・施設に入所及び病院等に入院したとき ・介護保険または支援費で宿泊の短期入所サービスを、月15日以上利用するとき	介護手当	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1に該当し条例に定める障害の状態にある人と同居し、介護している人は月額3,000円。 上記障害者のうち、体幹、上肢、下肢、視覚、内部疾患の1級・2級、療育手帳A1の人で、常時介護を必要とする人と同居し介護している人は月額7,000円。
	給付内容 紙おむつの現物支給で対象家庭に配付し、給付額の1割を自己負担とする。 ・町民税非課税世帯の人 = 5,000円分/月 ・町民税課税世帯であるが、対象者（対象者が未成年の場合は扶養義務者）が町民税非課税の人 = 3,000円分/月		65歳以上で常時介護を要し、6か月以上寝たきり状態にある人と同居し介護している人は月額12,000円。

母子（父子）福祉に関する事項

- 18年度から実施
- 母子家庭福祉手当の廃止
- 母子家庭等医療費助成の見直し⇨町上乗せ分を廃止

低所得者に関する事項

- 17年度から実施
- 生活資金貸付の廃止
- 18年度から実施

- 生活保護世帯等学生服購入補助金の廃止

高校通学費補助金の廃止

人権に関する事項

- 17年度から実施
- 人権・同和団体補助金の見直し
- 学校人権・同和教育研究協議会補助金の見直し



16年12月、人権まつり



16年12月、佐野市交流事業

小中学校に関する事項

17年度から実施

- 芦屋町奨学金の新規貸付の廃止
- 学校給食費補助金の見直し⇨町補助金を、現在の月額小学生270円から250円、中学生450円から410円に減額
- 準教科書購入補助金の見直し⇨町補助金を、現在の小学3・4年生810円から720円、中学1年生1、150円から1,020円に減額
- 生徒手帳購入費補助金の見直し⇨町補助金を、現在の中学1年生348円から283円に減額
- 夏季児童水泳指導助成金の見直し
- いきいき芦屋っ子育成補助金の見直し⇨町補助率を、現在の50%から40%に減率
- 日本スポーツ振興センター災害救済補助金の見直し⇨町補助金を、現在の795円から715円に減額
- P.T.A補助金の見直し

幼稚園・保育所に関する事項

17年度から実施

- 私立幼稚園就園奨励費補助金の見直し⇨町上乗せ分の見直し（表6）
  - 日本スポーツ振興センター災害救済補助金（保育所）の見直し⇨町補助金を、現在の355円から315円に減額
  - 私立保育所補助金（代替保育十分）の見直し
  - 私立保育所補助金（運営費分）の見直し
  - 私立幼稚園施設整備補助金の見直し
  - 私立幼稚園施設整備補助の見直し
- 小中学校および幼稚園・保育所に関する事項の町補助金額は、平成15年度決算を基に試算した金額です。



16年10月、園児たちと老人クラブ連合会の芋掘り交流

表6：幼稚園就園奨励費補助金の見直し内容

町上乗せ分（町民税所得割課税102,100円超世帯）

新（見直し後）	旧（現在）
5歳児：40,500円 5歳児以外：18,000円	5歳児：45,000円 5歳児以外：20,000円

町民税所得割課税102,100円以下の世帯は、現行どおり（国の基準額）



表8：社会体育・学校体育施設使用料の見直し内容

●総合体育館 (1時間あたり、単位：円)

区分	町内		町外		
	新	旧	新	旧	
全面	体育スポーツに利用する場合	1,000	940	2,000	1,890
	体育スポーツ以外に利用する場合	1,500	1,360	4,000	3,990
部分	半面使用 (バレーボール1面)	500	470	1,000	940
	部分使用 (卓球1台、バドミントン1面、ソフトバレー1面)	200	150	400	310

●コミュニティセンター (1時間あたり、単位：円)

区分	町内		町外	
	新	旧	新	旧
多目的集会室	1,000	840	2,000	1,680
和室・学習室・サークル室	300	210	600	420
機能回復訓練室 (一人につき)	100	105	200	210
超過料金		50		50

●総合運動公園中央グラウンド (1時間あたり、単位：円)

区分	町内		町外	
	新	旧	新	旧
全 面	500	310	2,000	1,890
半 面	250	150	1,000	940

●庭球場 (1時間あたり、単位：円)

区分	町内		町外			
	新	旧	新	旧		
コート	共用	一般	200	105	400	210
		高校生以下	100	50	200	210
	専用	一般	450	420	900	840
		高校生以下	200	210	400	840
照明	共用	一般	200	50	400	105
		高校生以下	200	50	400	105
	専用	一般	200	210	400	420
		高校生以下	200	210	400	420

●小体育館・武道館・弓道場 (1時間あたり、単位：円)

区分	町内		町外		
	新	旧	新	旧	
小体育館	全面 (バレーボール1面)	500	470	1,000	940
	部分 (バドミントン1面)	200	150	400	310
武道館	全 面	400	310	800	630
	半 面	200	150	400	310
弓道場	1人あたり	50	30	150	100

●器具使用料 (1時間あたり、単位：円)

区分	町内		町外		
	新	旧	新	旧	
コインロッカー	1回	100	100	100	100
フロアシート	1式	1,000	1,050	1,000	1,050
放送用具・バスケットゴール	1式	500	520	500	520
バドミントン・ソフトバレー・インディアカ等 用具	1品	50	50	50	50
テント・バックネット・サッカーゴール(※)	1張	300	310	300	310

※サッカーゴールは、見直し後は無料。

●学校体育施設 (1時間あたり、単位：円)

区分	町内		町外	
	新	旧	新	旧
芦中・東小ナイター	1,800	1,570	使用不可	
各学校体育館	全面 (バレーボール1面)	500	470	使用不可
	部分 (バドミントン1面)	200	150	使用不可

- 社会教育に関する事項
- 17年度から実施
  - 公民館等施設使用料の見直し (表7)
  - 地区公民館活動費等補助金の見直し
  - 子ども会育成会補助金の見直し
  - 郷土文化史編集補助金の見直し
  - 町婦人会補助金の見直し
  - 町文化協会補助金の見直し
  - 文化財保存補助金の見直し
- 社会体育に関する事項
- 17年度から実施
  - 社会体育・学校体育施設使用料の見直し (表8)
  - 町内スポーツ大会実施助成金の見直し
  - 各種大会実施助成金の見直し
  - スポーツ少年団補助金の見直し
  - 町体育協会補助金の見直し
  - スポーツ体験事業助成金の見直し

表7：公民館等使用料見直し内容

同好会割引を3分の2から2分の1に改正する。  
・旧料金は1時間単価に換算。

●町民会館 (1時間あたり、単位：円)

階	区分	新	旧
	1	大ホール	1,400
会議室(1)		400	260
3	会議室(2)	300	170
	和室(1)	400	270
	和室(2)	200	130
	調理室	300	170

●中央公民館 (1時間あたり、単位：円)

階	区分	新	旧
	2	学習室	400
視聴覚室		1,000	570
4	会議室	200	100
	音楽室	600	400
	調理室	500	340
	和室	400	290

●山鹿公民館 (1時間あたり、単位：円)

区分	新	旧
集会室	400	270
和室	300	170
学習室	300	170
調理学習室	200	100

●東公民館 (1時間あたり、単位：円)

区分	新	旧
集会室	400	270
和室	300	170
学習室	300	170
調理学習室	200	100

表9：病院が発行する診断書等の  
文書発行手数料の見直し内容

診断書等の区分	新	旧
健康診断書 (入学、入社、免許申請用)	1,000円	1,000円
診断書(休学、休業用)	1,000円	500円
診断書 (生命保険、障害年金用)	4,000円	3,000円
自賠用診断書	5,000円	2,000円
自賠用明細書	4,000円	1,500円
診断書(身体障害者用)	3,000円	2,000円
死亡診断書	3,000円	1,000円
死体検案書	4,000円	4,000円
特殊診断書 (警察・裁判所関係用)	10,000円以上	3,000円以上
その他診断書	3,000円	-
その他証明書	1,000円	500円

手数料は、それぞれ1通の額とし、同一文書につき2通以上発行する場合、2通目以下の料金は2分の1の額とする。

商工農漁業に関する事項

- 17年度から実施
- 遠賀漁協芦屋本所、柏原支所運営補助金の見直し
- 用水路浚渫および農作里道維持交付金の見直し
- 生産組合事務交付金の見直し
- 山鹿地区農耕者組合補助金の見直し
- 町商工会補助金の見直し
- 制度融資利子補給金の見直し<sup>11</sup>新規融資は商工融資のみとし、その他は廃止
- 観光協会補助金の見直し
- 砂浜の美術展実行委員会補助金の見直し

自治区に関する事項

- 17年度から実施
- 区長会事務交付金の見直し
- 組長事務交付金の見直し
- 自治防犯組合補助金の見直し
- 区長事務交付金の見直し
- 18年度から実施
- 福祉補助金の廃止
- 町立芦屋中央病院に関する事項
- 17年度から実施
- 文書発行手数料の見直し(表9)

その他の事項

- 17年度から実施
- 消防団維持交付金の見直し
- 生活と健康を守る会運営費補助金の見直し
- 戦没者追悼式助成金の見直し
- 職員厚生会負担金の見直し
- 町交通安全協会補助金の見直し
- 折尾警察署少年補導連絡会補助金の見直し
- 民生委員協議会活動費補助金の見直し
- 町美化組合運営費補助金の見直し
- 町献血推進協議会負担金の見直し
- 町国際交流協会補助金の見直し
- 進路指導研修補助金の見直し
- 18年度から実施
- 人間ドック助成金の廃止



町立芦屋中央病院

これらの見直し内容は、条例(町の法律)の変更が必要な項目などもあり、これから議会で審議される予定です。

また、各種施策の見直しは、今回の見直しが全てではありません。特に補助金については、廃止を含め、引き続き見直しを進めるとともに、内部経費の削減はもちろんのこと、受益者負担の適正化など、さらなる見直しを進めていかなければなりません。

# 第3章 芦屋町のまちづくりについて

## 「協働のまちづくりの推進」

芦屋町のまちづくりは競艇事業からの収入で潤い、公共下水道の整備や公共施設の建設など、ハード整備を中心に進めてきました。しかし、その結果施設の維持管理費用は増え続け、町単独の福祉施策などとともに、町財政を圧迫する要因になってきています。

現在の競艇事業の不振から芦屋町は、今までの「あれもこれも」というぜいたくな時代から、「あれかこれか」という選択の時代に確実に変化しなければなりません。

今回厳しい財政事情の中、施策の見直しを行いました。内部的には町職員の見直しや手当の見直しのほか、住民のみなさんには現金給付的な福祉施策の廃止、各種団体へは補助金の削減などをお願いしなければなりません。しかしながら、何もかも削減・廃止するものではありません。

## 生活交通の確保

JRのない芦屋町にとって、駅までのバス路線は、人の動脈のようなものです。

14年10月から、北九州市と芦屋町の共同事業としてスタートした黒崎・芦屋線急行バスの試験運行も、徐々にで

すが利用者は増え続けています。黒崎方面への通勤・通学者にとっては、大切な路線ですので、本格運行に向けた取り組みを、引き続き北九州市と協議していく予定です。

16年9月末からは、60歳以上の入念を対象に、町内巡回バスも試験運行しています。4月からの本格運行に向けて、現在、利用者の声を活かした、新たな取り組みを検討しています。

また、3月末に廃止が予定されている西鉄バスの代替バスも、地域や関係者、利用者の声をもとに、JRへの乗り継ぎに便利なように、遠賀川駅までの路線確保に向けた様々な取り組みを検討しています。

これらバス交通対策の取り組みによって、芦屋町にふさわしい生活交通が確保できると考えています。

## 教育のまち、人づくりのまちへの転換

明日の芦屋町を担う子どもたちが、健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るための指針となる、次世代育成支援対策地域行動計画の取り組みに着手します。

さらに、確かな学力の一層の向上をめざし、習熟度別少人数学習などを継

続する中、新たに小学校低学年に35人学級を導入する予定です。また、心の教育の充実を図ります。

もちろん、国際理解教育の一環としてオーストラリアへの中学生派遣や、小・中学校で2人体制の外国人講師による英会話事業など、国際化に向けた人づくりへの支援も継続します。

さらに、住民一人ひとりが生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」学び続けることができ、その学んだ成果が生かされる地域社会を実現するため、芦屋町生涯学習基本構想を策定中です。

これらの取り組みによって、今まさに芦屋町は教育のまち、人づくりのまちへと大きく生まれ変わるうとしています。

## まちや人を変える大きなエネルギー「協働」

今、時代はまさに地方分権です。「地域のことは地域で決める。そして、その責任はすべて地域にある」という考え方のもと、従来の行政主導のスタイルとは違う、住民参画を基本とした新しい自立したまちづくりのスタイルが求められています。

そのためには、住民と行政が信頼関係を築いたうえで、お互いに知恵を出し合い、汗を流しながら共に創り上げるといふ「協働」のまちづくりの推進が必要です。15年に花美坂地区で公園



16年9月末から試験運行している町内巡回バス

づくりのワークショップを開催しました。16年4月からは町職員が講師になり、役場の仕事について地域のみなさんのもとに出向き、話をするという、出前講座もスタートしました。

また、公募の住民参画会議の意見・提言により、まちづくりへの住民参画の基本理念などをルール化した、住民参画まちづくり条例(仮称)の制定に向け、その取り組みを進めています。これらの実践から芦屋町に、新たな「協働」というまちづくりのスタイルが生まれるものと考えています。

芦屋町の置かれている状況は、日々変化しています。その時代にふさわしい行政のあり方やサービスの内容を「協働」というキーワードで推進できれば、必ずまちや人を変える大きなエネルギーとなり、「小さくてもキラリと光る個性あるまちづくり」が実現できるものと考えます。

# 芦屋町単独でのまちづくりに向けて

## 住民説明会を開催します

### ▷ とき・ところ・対象地区

2月21日(月)午後7時～9時

中央公民館視聴覚室

西浜町・幸町・白浜町・

自衛隊管内・第2緑ヶ丘・

船頭町・正門町・中ノ浜

2月22日(火)午後7時～9時

山鹿公民館集会室

山鹿全域

2月23日(水)午後7時～9時

芦屋東公民館集会室

祇園町・浜口町・粟屋・大城・

高浜町・第1緑ヶ丘・第3緑ヶ丘

2月27日(日)午後2時～4時

町民会館大ホール

全地区対象(全体説明会)

住民説明会に参加される際には、この「広報あしや臨時号」をお持ちください。

都合がつかない場合は、対象地区以外または全体説明会にご参加ください。

託児コーナーを用意しています。利用される場合は、事前に企画財政課企画係までお申し込みください。

近所の方は、車での来場は、なるべくご遠慮ください。

問い合わせ 役場 企画財政課 企画係(☎ 223局0881内線308)